

これ 1 本ですべてを網羅！

経理部に配属された若手社員が
身につけるべき基礎知識

当コースの目的

経理部の**業務全般**を行うために

必要な基礎知識を習得し

最短最速で**一人前の経理パーソン**になる

当コースの対象者

- 経理部への配属が決まった新入社員
- 経理部に配属されて1年未満の若手社員
- 長年経理部にいるものの特定の業務しか経験していない方
- 将来経理関係の仕事をしたいと思っている会社員・学生
- 会計税務の基礎をおさえておきたい他部門の社員

当コースから得られるもの（メリット）

- 経理部の業務の全体像を把握できる
- 経理パーソンに必要な知識を幅広く習得できる
- スキルアップにより昇給・昇進が期待できる

このコースの特徴

網羅性

- 経理パーソンに必要な分野を網羅的にカバー

簡易性

- 経理初心者向けの分かりやすい説明
- 図や画像を使った説明

具体性

- 具体例を使って実務をイメージしやすく

本コースの全体像

1. 経理業務の全体像と年間スケジュール
2. 会計の基礎知識
3. 法人税の基礎知識
4. 消費税の基礎知識
5. 連結決算の基礎知識

1. 経理業務の全体像と年間スケジュール（難易度：★）

2. 会計の基礎知識

- 経理部はどんな業務を行っているのかを理解する
- それぞれの業務を年間カレンダーに落とし込み、業務の全体像を把握する

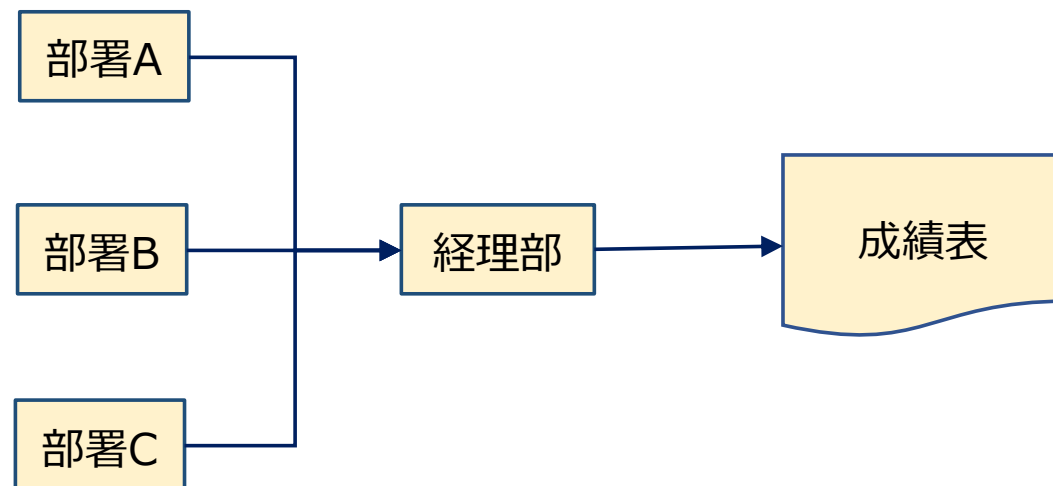
5. 連結決算の基礎知識

経理業務の全体像

1. 月次
2. 決算（単体）
3. 決算（連結）
4. 会社法計算書類
5. 法人税申告
6. 消費税申告
7. 償却資産税申告

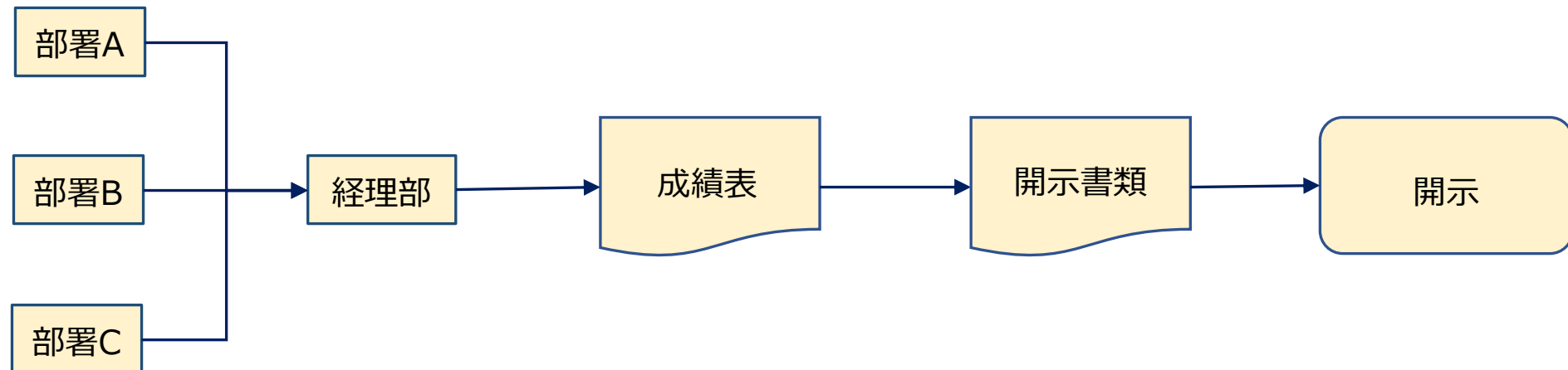
1. 月次

- 月々の会社の成績表を作成する
 - ✓各部から各取引に関する資料を収集する（請求書、納品書）
 - ✓会計ルールに従って売上・費用を計上する（伝票起票）
 - ✓データを集計して財務諸表を作成する



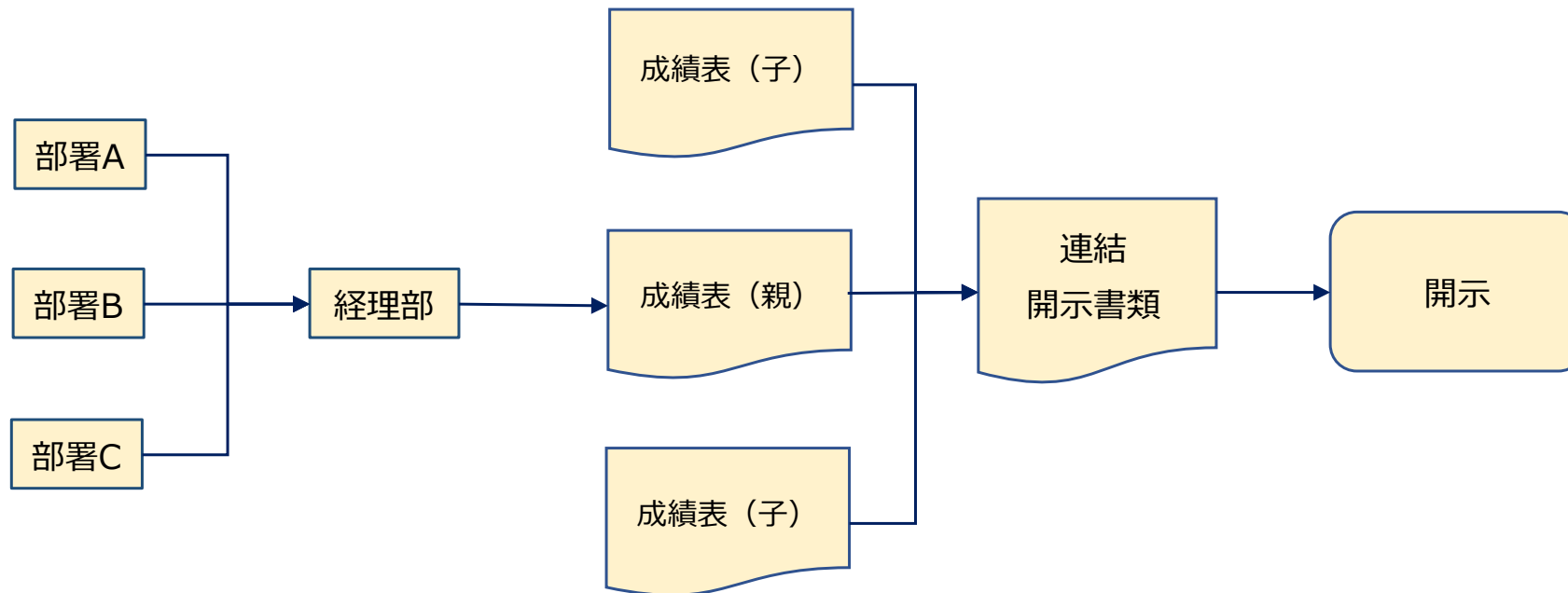
2. 決算（単体）

- 四半期決算：3か月に一度、月次よりも詳細な成績表を作成する
- 年度決算：1年に一度、四半期決算よりもさらに詳細な成績表を作成する
- 上場企業は四半期ごとに成績表を世間に開示する



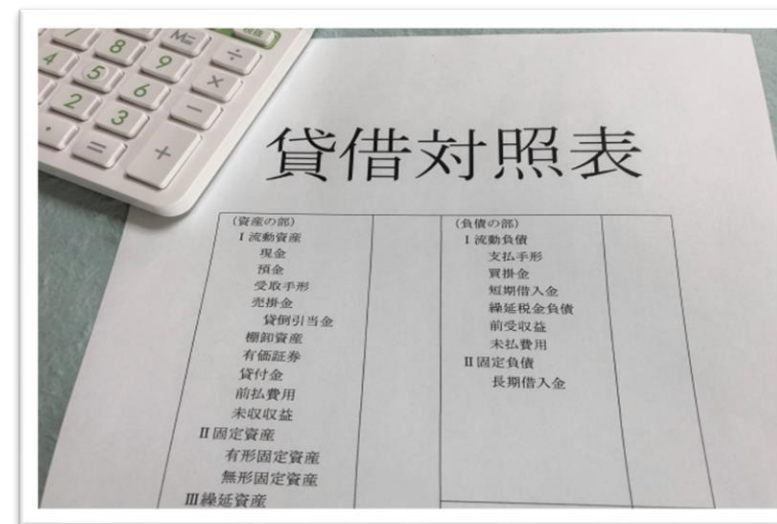
3. 決算（連結）

- 連結子会社を保有している会社は、四半期ごとに**連結子会社も含めた決算**を行う必要がある
- 上場企業は四半期ごとに連結の成績表を世間に開示する



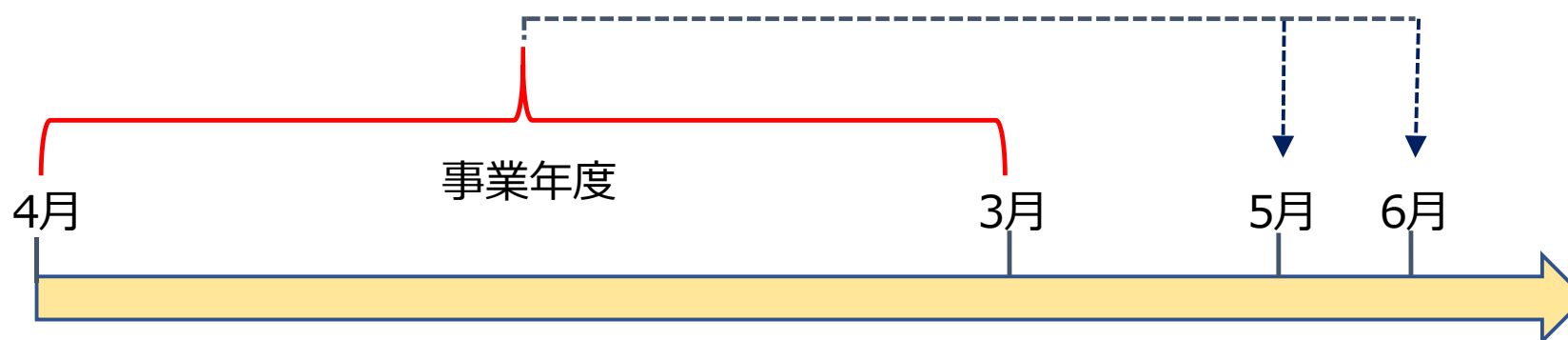
4. 会社法計算書類

- 会社法という法律により作成を定められた計算書類
- 月次、決算とは別に1年に1回作成する
- 損益計算書（PL）、貸借対照表（BS）などを決められたルールに従って作成する



5. 法人税申告

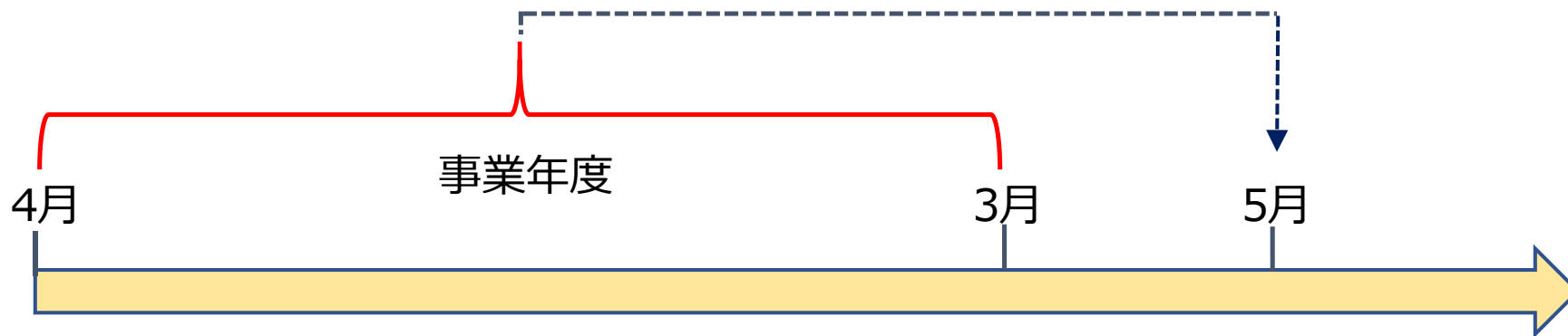
- 法人税とは法人（会社）に課される税金
- 儲け（所得）にかかる税金、人員数や事業所数にかかる税金など様々な種類の税金の組み合わせで出来ている
- 申告期限までに法人税額を算出して申告・納付する



事業年度分の法人税を計算して期限までに納付・申告

6. 消費税申告

- 消費税は商品の消費者が負担する税金
- 税負担は消費者が行うが、申告・納付は事業者が行う
- 申告期限までに消費税額を算出して申告・納付する



事業年度分の消費税を計算して期限までに納付・申告

7. 償却資産税申告

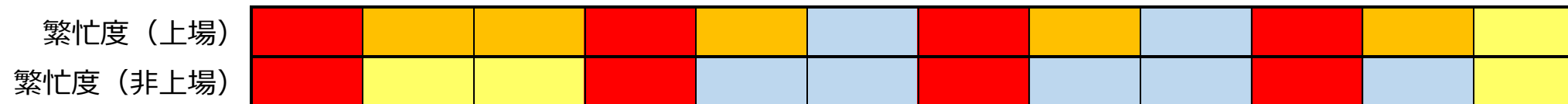
- 償却資産税は1月 1 日時点で所有している償却資産に対して課される税金
- 企業は所有している資産を1月末までに各市町村に申告する必要がある
- 各市町村は申告書を元に税額を決定する



1月1日所有分の償却資産税を計算して1月末に申告
税額の通知が来たら期限までに納付

経理業務の年間スケジュール（3月決算会社）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	第1四半期（1Q）			第2四半期（2Q）			第3四半期（3Q）			第4四半期（4Q）		
月次	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
単体決算	→			→			→			→		
連結決算	→			→			→			→		
会社法計算書類	→											
法人税申告			☆									
消費税申告		☆										
償却資産税申告										☆		



確認テスト（○×で回答）

1. 決算は3か月に1回行われる
2. 会社法計算書類は年に1回、必ず作成しなければならない
3. 法人税は申告と納付のタイミングが異なることもあり得る
4. 消費税は申告と納付のタイミングが異なることもあり得る
5. 償却資産税の申告期限は2月末である

確認テスト（回答）

1. 決算は3か月に1回行われる・・・○
2. 会社法計算書類は年に1回、必ず作成しなければならない・・・○
3. 法人税は申告と納付のタイミングが異なることもあり得る・・・○
4. 消費税は申告と納付のタイミングが異なることもあり得る・・・×
5. 償却資産税の申告期限は2月末である・・・×

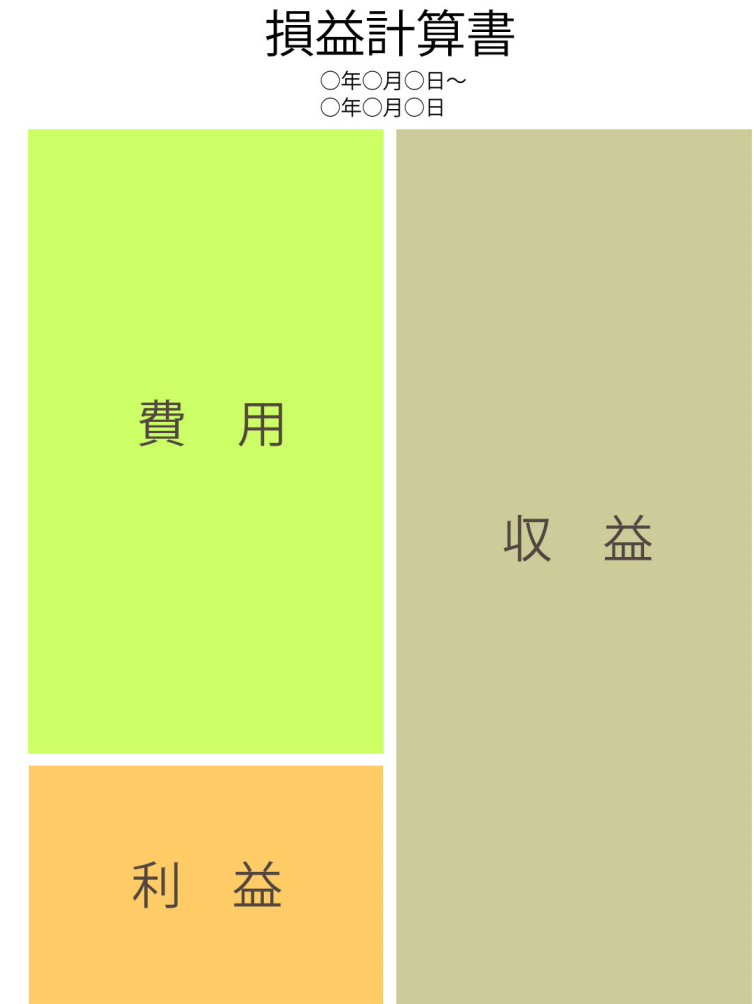
1. 経理業務の全体像と年間スケジュール

2. 会計の基礎知識（難易度：★★）

- 損益計算書（PL）と貸借対照表（BS）とは何かを理解する
- 経理パーソンとして必須ともいえる売上計上や費用計上のルールを理解する
- 費用計上する際に請求書のどこを見れば良いのかを例題を通して理解する

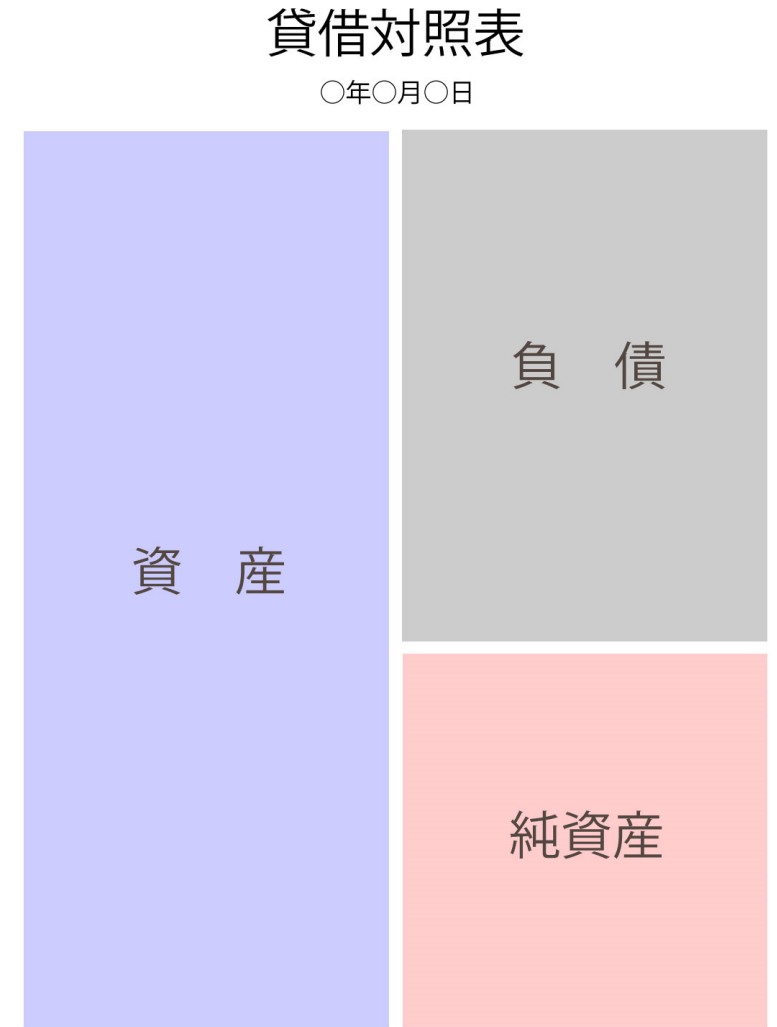
損益計算書（PL）

- **一定期間**の会社の成績（損益）を示したもの
- 成績は「収益▲費用＝利益」で示される
- 利益がプラスなら「黒字」、マイナスなら「赤字」という



貸借対照表（BS）

- 会社の**一時点**の財政状態を示したもの
- 資産の部、負債の部、純資産の部で構成されている
- 「資産▲負債＝純資産」となり、純資産は返済の義務のない純粋な会社の資産といえる



売上計上のルール

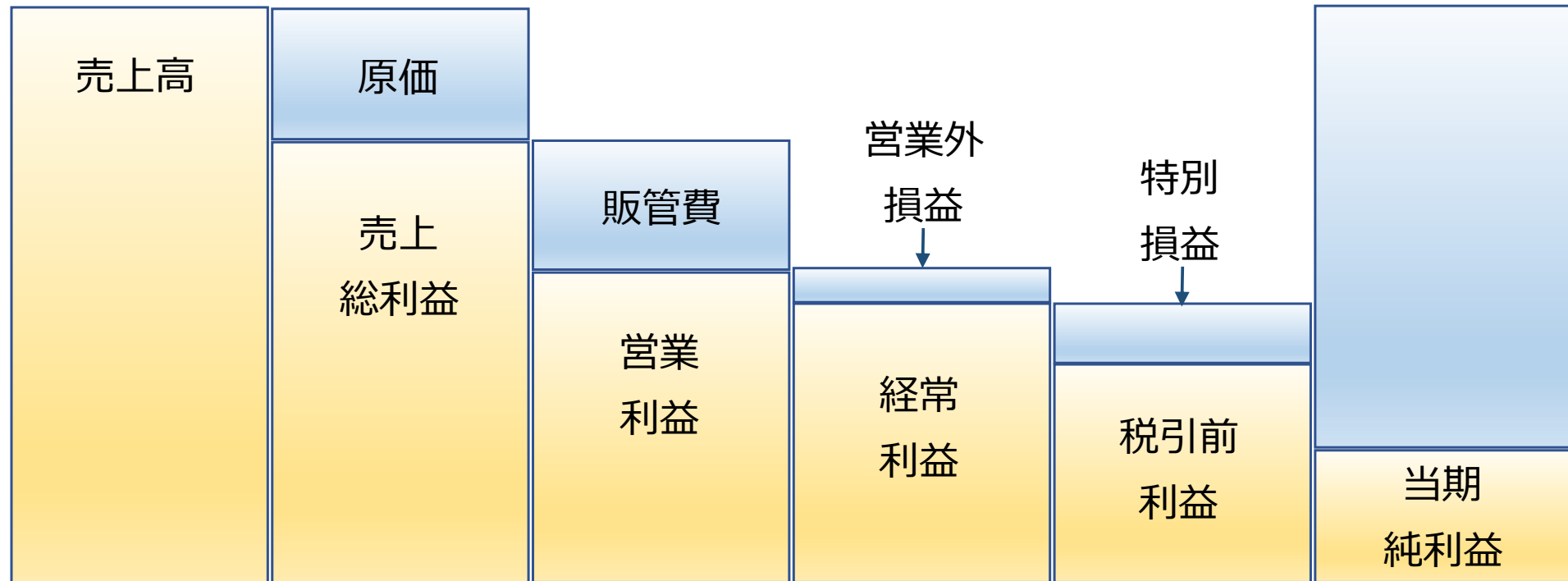
- 売上は**役務の提供**を行ったときに計上する（実現主義）
 - ✓商品を販売したとき・・・○
 - ✓サービスの提供が完了したとき・・・○
 - ✓お金を受領したとき・・・×
- 商品を販売したときとは・・・？
 - ✓商品を発送した日（発送基準）
 - ✓商品がお客さんに届いた日（引き渡し基準）
 - ✓お客さんが商品を検収した日（検収基準）
- 継続的に同じ基準を適用しなければならない

費用計上のルール

- 費用は**役務の提供を受けた時**に計上する（発生主義）
 - ✓商品を受け取ったとき・・・○
 - ✓サービスを受けたとき・・・○
 - ✓商品を注文したとき・・・×
 - ✓お金を支払ったとき・・・×
- 単価10万円以上のものを購入したときは、原則費用計上せずに固定資産として計上する
 - ✓プリンターを50万円で購入した場合、プリンターは将来に渡って使用出来ると考えられるため、固定資産に計上して費用を繰り延べる

利益の構造（段階利益）

- 売上から費用を差し引いた金額が利益となる（マイナスの場合は損失）



費用計上をする際の注意点

請求書		令和3年4月30日		
(株) いろは 様		(株)ABC商事 東京都千代田区〇〇〇		
ご請求金額		¥1,100,000		
月日	内容	単価	数	
4月15日	〇〇工具	1,000	600	600,000
4月23日	××金具	500	800	400,000
小計				1,000,000
消費税				100,000
合計				1,100,000

1. **だれ宛**の請求書なのか？

2. **いつ**発生した取引なのか？

3. 請求**金額**は正しいか？

納品書などで取引の発生日を確認できると理想的。

確認テスト（○×で回答）

1. 損益計算書は会社の一時点の財政状態を表している
2. 貸借対照表は資産の部、負債の部、純資産の部で構成されている
3. 売上はお金を受領したときに計上する
4. 売上高から原価を引いたものを営業利益という
5. 伝票を確認する際は請求書だけでなく、納品書も確認できるとなお良い

確認テスト（回答）

1. 損益計算書は会社の一時点の財政状態を表している・・・✕
2. 貸借対照表は資産の部、負債の部、純資産の部で構成されている・・・○
3. 売上はお金を受領したときに計上する・・・✕
4. 売上高から原価を引いたものを営業利益という・・・✕
5. 伝票を確認する際は請求書だけでなく、納品書も確認できるとなお良い・・・○

1. 経理業務の全体像と年間スケジュール

2. 会計の基礎知識

3. 法人税等の基礎知識（難易度：★★★）

- 法人税とは何かを理解する
- 会計と税務の違いを把握し、法人税の計算方法を理解する
- 税効果会計とは何かを把握するとともに、算出方法を理解する

法人税等とは

- 主に企業の稼ぎ（所得）に対して課される税金
- 法人税等の実行税率は30%程度
- 実効税率30%には様々な種類の税金（法人税、事業税、住民税等）が含まれている
- 企業はこの他にも、事業所数や人員数などによって別途税金が課される

利益と所得

- 会計上の儲けを**利益**、税務上の儲けを**所得**という
- 同じ儲けであっても、会計と税務ではルールが違うため、利益 = 所得とはならない
- 実務上は会計上の利益から、**会計と税務の違いを調整**することで所得を算出する
- 算出した所得をもとに税金の金額を算出する

会計と税務の違い

- 売上や費用を認識するタイミングの違い
 - 会計は**発生ベース**で認識するが、税務は**確定ベース**で認識する（一時差異）
 - ✓例：賞与引当金
- 根底にあるルールの違い
 - 会計上は費用と認められる一方で、税務上は費用（損金）と認められないものがある（永久差異）
 - ✓例：交際費

会 計	売 上		1,000
	費 用	給与	300
		賞与引当金	100
		備消品費	200
		交際費	50
	税引前利益		350
税 務	加 算	賞与引当金	100
		交際費	50
	減 算		
	課税所得		500

別表4と別表5-1

- 法人税申告書の中で別表4と別表5-1は将棋の飛車角のようなもの
- 別表4とは会計上の利益から税務上の所得へと調整する別表
- 別表5-1とは別表4で調整した一時差異を一時的にプールしておく別表

別表4

会 計	売 上		1,000
	費 用	給与	300
		賞与引当金	100
		備用品費	200
		交際費	50
	税引前利益		350
税 務	加 算	賞与引当金	100
		交際費	50
	減 算		
		課税所得	500

別表4と別表5-1の関係性

別表4

会 計	売 上		1,000
	費 用	給与	300
		賞与引当金	100
		備消品費	200
		交際費	50
	税引前利益		350
税 務	加 算	賞与引当金	100
		交際費	50
	減 算	賞与引当金	40
	課税所得		460

別表5-1

項目	期首	減少	増加	期末
賞与引当金	40	40	100	100

- ・一時差異は確定するまで別表5-1にプール
- ・永久差異は別表5-1にはプールされない

税額の算出

- 別表 4 で算出した**所得に実効税率を乗じて**税額を算出する
- その税額に**均等割を加算**
- すでに中間納付をしているのであれば、**中間納付分を減算**

別表 4

会 計	売 上		1,000
	費 用	給与	300
		賞与引当金	100
		備用品費	200
		交際費	50
	税引前利益		350
税 務	加 算	賞与引当金	100
		交際費	50
	減 算	賞与引当金	40
		課税所得	

実効税率	30%
法人税等	138
均等割	50
中間納付	▲60
納付税額	128

均等割とは

- 企業の儲けに関係なく、企業の**規模**に対して課される税金
- 事業所のある都道府県や市町村に対して決められた金額を納付する
- 均等割額は自治体によって違うので、各自自治体のHPで確認する

Ⅰ表 〈東京都税条例第106条〉

特別区内のみに事務所等を有する法人

・2以上の特別区に事務所等を有する場合は、主たる事務所等所在の特別区の均等割額に、従たる事務所等所在の特別区の数に応じた均等割額を加算します。

(年額、単位：円)

法人の区分等	主たる事務所等が所在する特別区 (道府県分+特別区分)		従たる事務所等が所在する特別区 (特別区分)	
	特別区内の従業員数	均等割額	特別区内の従業員数	均等割額
公共法人、公益法人等 など	—	70,000	—	50,000
上記以外の法人 資本金等の額	1千万円以下	50人以下	50人以下	50,000
		50人超	50人超	120,000
	1千万円超～1億円以下	50人以下	50人以下	130,000
		50人超	50人超	150,000
	1億円超～10億円以下	50人以下	50人以下	160,000
		50人超	50人超	400,000
	10億円超～50億円以下	50人以下	50人以下	410,000
		50人超	50人超	1,750,000
	50億円超～	50人以下	50人以下	410,000
		50人超	50人超	3,000,000

主たる事務所等とは、「都内における主たる事務所等」をいいます。東京都以外の道府県に本店のある法人については、都内の事務所等の一つを「主たる事務所等」とし、それ以外の都内の事務所等を「従たる事務所等」としていただきます。

Ⅱ表 〈東京都税条例第106条、第200条〉

特別区と市町村に事務所等を有する法人

・道府県分の均等割額と、事務所等が所在する特別区の数に応じた特別区分の均等割額を合算します。

(年額、単位：円)

法人の区分等	道府県分	特別区分	
		特別区内の従業員数	均等割額
公共法人、公益法人等 など	20,000	—	50,000
上記以外の法人 資本金等の額	1千万円以下	50人以下	50,000
		50人超	120,000
	1千万円超～1億円以下	50人以下	130,000
		50人超	150,000
	1億円超～10億円以下	50人以下	160,000
		50人超	400,000
	10億円超～50億円以下	50人以下	410,000
		50人超	1,750,000
	50億円超～	50人以下	410,000
		50人超	3,000,000

Ⅲ表 〈東京都税条例第200条〉

市町村のみに事務所等を有する法人

(年額、単位：円)

法人の区分等		道府県分
公共法人、公益法人等 など		20,000
上記以外の法人 資本金等の額	1千万円以下	20,000
	1千万円超～1億円以下	50,000
	1億円超～10億円以下	130,000
	10億円超～50億円以下	540,000
	50億円超～	800,000

東京都の均等割額一覧

税効果会計

- 会計と税務のズレを調整し、会計上の利益に見合った税金費用が計上されるようにする
- 将来の**減税効果を会計上に反映させる**処理
- 将来の減税効果が期待出来れば資産（**繰延税金資産**）を計上し、増税効果が見込まれれば負債（**繰延税金負債**）を計上する

繰延税金資産の算出

- 繰延税金資産は別表5-1を元に回収可能性の検討（スケジューリング）を行う

別表5-1

項目	期首	減少	増加	期末
賞与引当金	40	40	50	50
退職給付引当金	500	20	40	520

スケジューリング

2022	2023	2024	2025	2026～
50				
30	30	30	30	400

回収可能額 80 30 30 30 400

実効税率 30% 30% 30% 20% 20%

減税効果額 24 9 9 6 80

繰延税金資産計上額 128

会社区分

会社区分	内容	年数
1	期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社等	-
2	業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等	∞
3	業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等	5年
4	重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等	1年
4但書	重要な税務上の繰越欠損金があるが、特別な原因により発生したものであり、それを除けば課税所得を每期計上している会社等	-
5	過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社等	0年

(注意) 上記区分はあくまで簡便的な区分です

会計への反映

- スケジューリングの結果算出された繰延税金資産（負債）を会計に反映させる

（計上する仕訳）

繰延税金資産	128	法人税等調整額	128
--------	-----	---------	-----

損益計算書

会 計	売 上		1,000
	費 用	給与	300
		賞与引当金	100
		備消品費	200
		交際費	50
	税引前利益		350
法人税等		188	
法人税等調整額		▲ 128	
税引後当期純利益		290	

法人税まとめ

- 会計上の儲けを「利益」、税務上の儲けを「所得」という
- 会計は発生主義、税務は確定主義
- 所得は利益をもとに別表 4 を使って算出される
- 別表 4 で算出した所得に実効税率を乗じて税額を算出する
- さらに所得には関係なく課税される均等割を加算する
- 別表5-1の期末残高はスケジューリングを行ったうえで、繰延税金資産を計上する（税効果会計）
- 税引前利益から「法人税等」と「法人税等調整額」を加減算した金額が税引後利益となる

確認テスト（○×で回答）

- 会計上の利益と税務上の所得は常に一致する
- 会計上の利益から税務上の所得を調整する別表は別表5-1である
- 交際費は税務上、全額損金と認められている
- 会社区分によってスケジューリング出来る期間が異なる

確認テスト（回答）

- 会計上の利益と税務上の所得は常に一致する・・・✕
- 会計上の利益から税務上の所得を調整する別表は別表5-1である・・・✕
- 交際費は税務上、全額損金と認められている・・・✕
- 会社区分によってスケジューリング出来る期間が異なる・・・○

1. 経理業務の全体像と年間スケジュール
2. 会計の基礎知識
3. 法人税等の基礎知識
4. 消費税の基礎知識（難易度：★★★★）
5. 連結決算の基礎知識

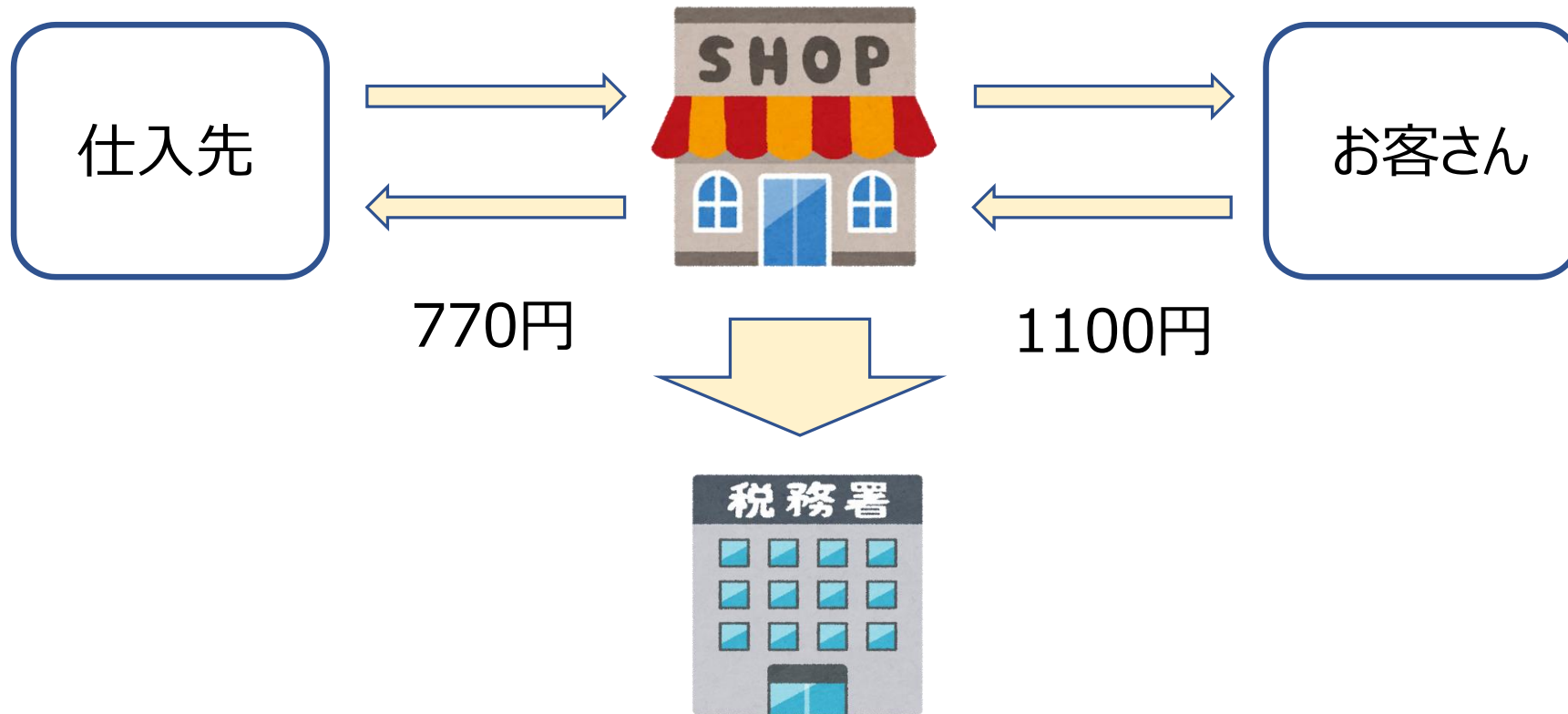
このセクションで学ぶこと

- 消費税の仕組みを理解する
- 消費税のかかる取引、消費税かからない取引の違いを理解する
- 納付する消費税額をどのように算出するのかを理解する

消費税とは

- **国内**において事業者が**事業**として**対価**を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供
- 税を負担するのは消費者、税を納付するのは事業者
- 事業者は年に1度、確定申告を行い消費者から預かった消費税を納付する
- 確定申告の他にも、事業の規模によって1回～11回の間納付がある

消費税の仕組み



$$100円 \blacktriangle 70円 = \text{30円を納付}$$

仮受消費税

- お客さんから受け取った消費税
- 売ったものや取引の内容によって 4 種類に分けられる
 - 課税売上、非課税売上、不課税売上、免税売上
- 申告に対応するため、日々の取引を記録する時点で売上の種類を区別しておく必要がある

課税売上、非課税売上、不課税売上

- **課税売上**：商品の販売、サービスの提供。対価性のある取引全般
- **非課税売上**：社会的政策の配慮から消費税を課税していないもの
 - 土地の売却、預貯金の利子、国が行う事務手数料など
 - 「非課税取引 一覧」と検索すると限定列挙されている
- **不課税売上**：国外取引、対価を得て行わない取引、寄付など
- **免税売上**：課税売上に該当するが税率が「0%」の取引
 - 輸出取引など

課税売上割合

不課税売上 3
免税売上 1
非課税売上 6
課税売上 90

課税売上 + 免税売上

課税売上 + 非課税売上 + 免税売上



$$\frac{90+1}{90+6+1} = \frac{91}{97} = 93.8\%$$

売上に対する課税売上高の割合

仮払消費税

- 仕入先などに支払った消費税
- 買ったものや受けたサービスの内容によって 3 種類に分けられる
 - 課税仕入
 - 非課税仕入
 - 不課税仕入
- 申告に対応するため、日々の取引を記録する時点で売上の種類を区別しておく必要がある

課税仕入、非課税仕入、不課税仕入

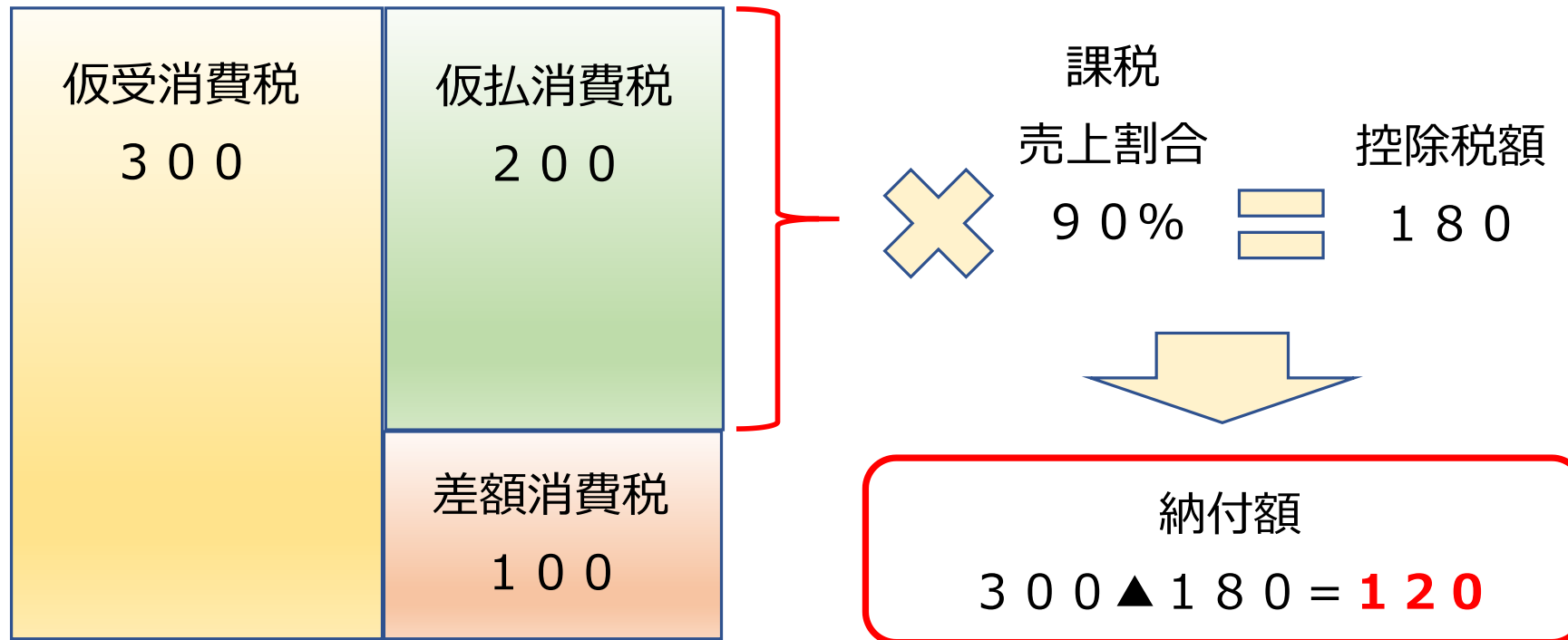
- **課税仕入**：事業として商品を仕入れたりサービスを受けたりする取引
- **非課税仕入**：本来は課税取引に該当するが、政策などの観点から課税されない取引
 - 土地の購入、支払利息など
 - 「非課税取引 一覧」と検索すると限定列挙されている
- **不課税仕入**：国外取引、対価を得て行わない取引、寄付など

一括比例配分方式

- 課税期間中のすべての仕入にかかる消費税額を、課税売上割合分のみ控除する方法
- 納付額 = 仮受消費税額 ▲ （仮払消費税 × 課税売上割合）
- 算出が**楽**というメリットがあるが、消費税の納付額は**多**くなることが多い

一括比例配分方式（例）

- 仮受消費税：300、仮払消費税：200、課税売上割合：90%



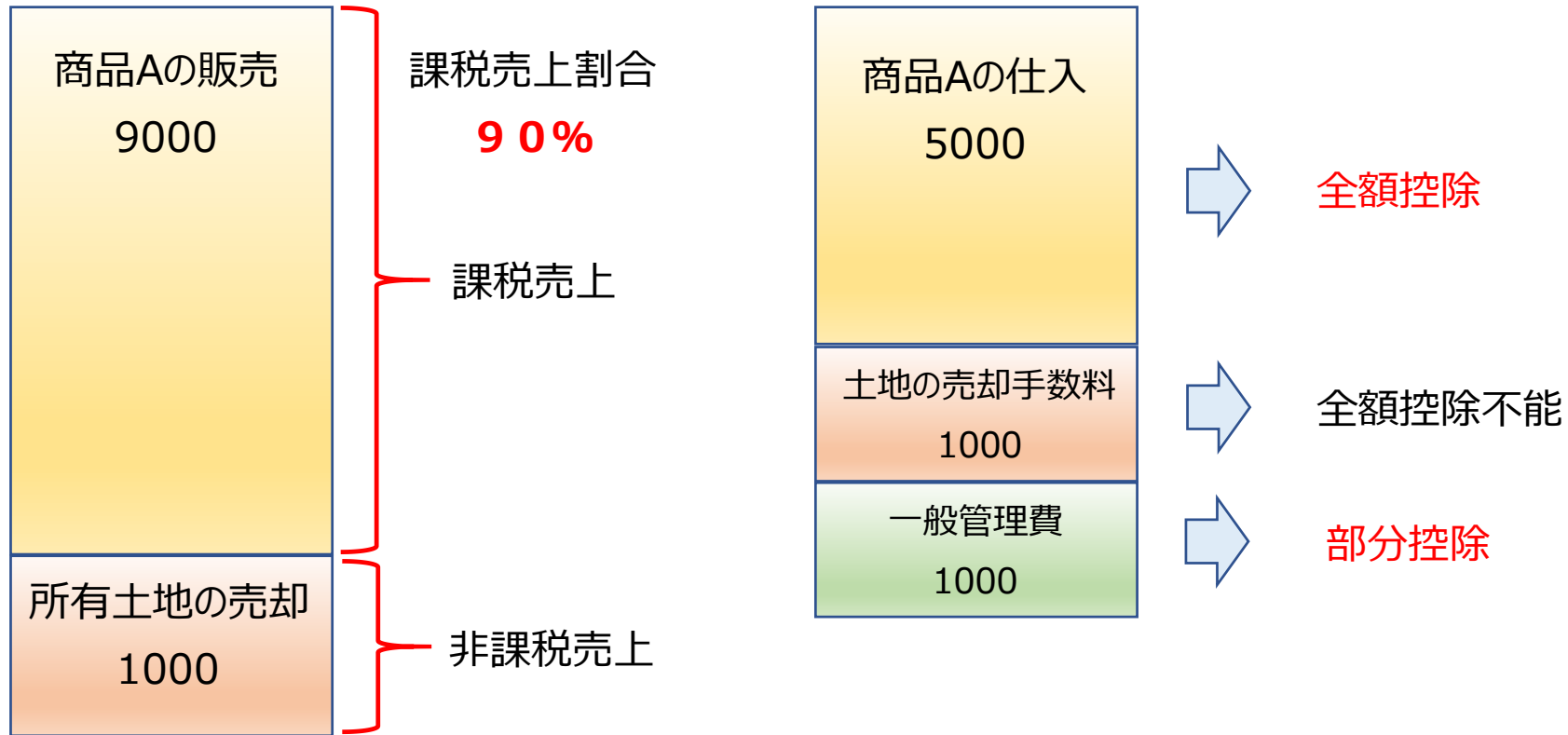
個別対応方式

- 課税期間中のすべての仕入にかかる消費税額を、3つに区分して納付額を算出する方法
- 納付額 = 課税売上に係る課税仕入
+ (共通売上に係る課税仕入 × 課税売上割合)
- 算出が**大変**ではあるが、消費税の納付額が**少**なることが多い

個別対応方式（３つの区分）

区分	控除できる 消費税額	例
課税売上 に係る課税仕入 (課売)	全額控除	・商品の仕入に係る消費税 ・店舗の光熱費に係る消費税
非課税売上 に係る課税仕入 (非売)	控除不能	土地の売却時に支払った手数料に係る 消費税
共通売上 に係る課税仕入 (共売)	課税売上割合分 のみ控除	一般管理部門で使用了た備品に係る消 費税

個別対応方式（例）



納付額 ➡ 900 ▲ (500×100%) ▲ (100×0%) ▲ (100×90%)

= 900 ▲ (500+0+90) = **310**

課税売上高が 5 億円以下の場合

- 消費税納付額の算出はとても大変なため、中小規模の会社には救済措置が設けられている
- 以下の条件をともに満たす場合、仮払消費税を**全額控除**することが出来る。
 - ✓ 課税売上が **5 億円以下**
 - ✓ 課税売上割合が **95%以上**

課税売上高が 5 億円以下の場合

【例】

- 仮受消費税：300
- 仮払消費税：200
- 課税売上割合：95%

仮受消費税 3 0 0	仮払消費税 2 0 0
	納付消費税 1 0 0

まとめ

- 消費税は「①**国内**において」事業者が「②**事業**として」、「③**対価**を得て行う」、「④資産の譲渡や役務の提供」に対して課税される
- 消費税の納付額は「仮受消費税」から「仮払消費税」を控除した金額であるが、一部控除が認められない仮払消費税もある
- 消費税の納付額は「**一括比例配分方式**」または「**個別対応方式**」のどちらかで算出する
- 課税売上高 5 億円以下でかつ課税売上割合が95%以上の場合は、仮払消費税を**全額控除**することができる

確認テスト（○×で回答）

- 消費税は消費者が負担し、事業者が納付する
- お客さんから受け取った消費税を仮払消費税という
- 一括比例配分方式は個別対応方式に比べて納付額が多くなりやすい
- 課税売上高5億円以下でかつ課税売上割合が90%以上の場合、仮払消費税を全額控除することが出来る

確認テスト（回答）

- 消費税は消費者が負担し、事業者が納付する・・・○
- お客さんから受け取った消費税を仮払消費税という・・・×
- 一括比例配分方式は個別対応方式に比べて納付額が多くなりやすい・・・○
- 課税売上高5億円以下でかつ課税売上割合が90%以上の場合、仮払消費税を全額控除することが出来る・・・×

1. 経理業務の全体像と年間スケジュール
2. 会計の基礎知識
3. 法人税等の基礎知識
4. 消費税の基礎知識
5. 連結決算の基礎知識（難易度：★★★）

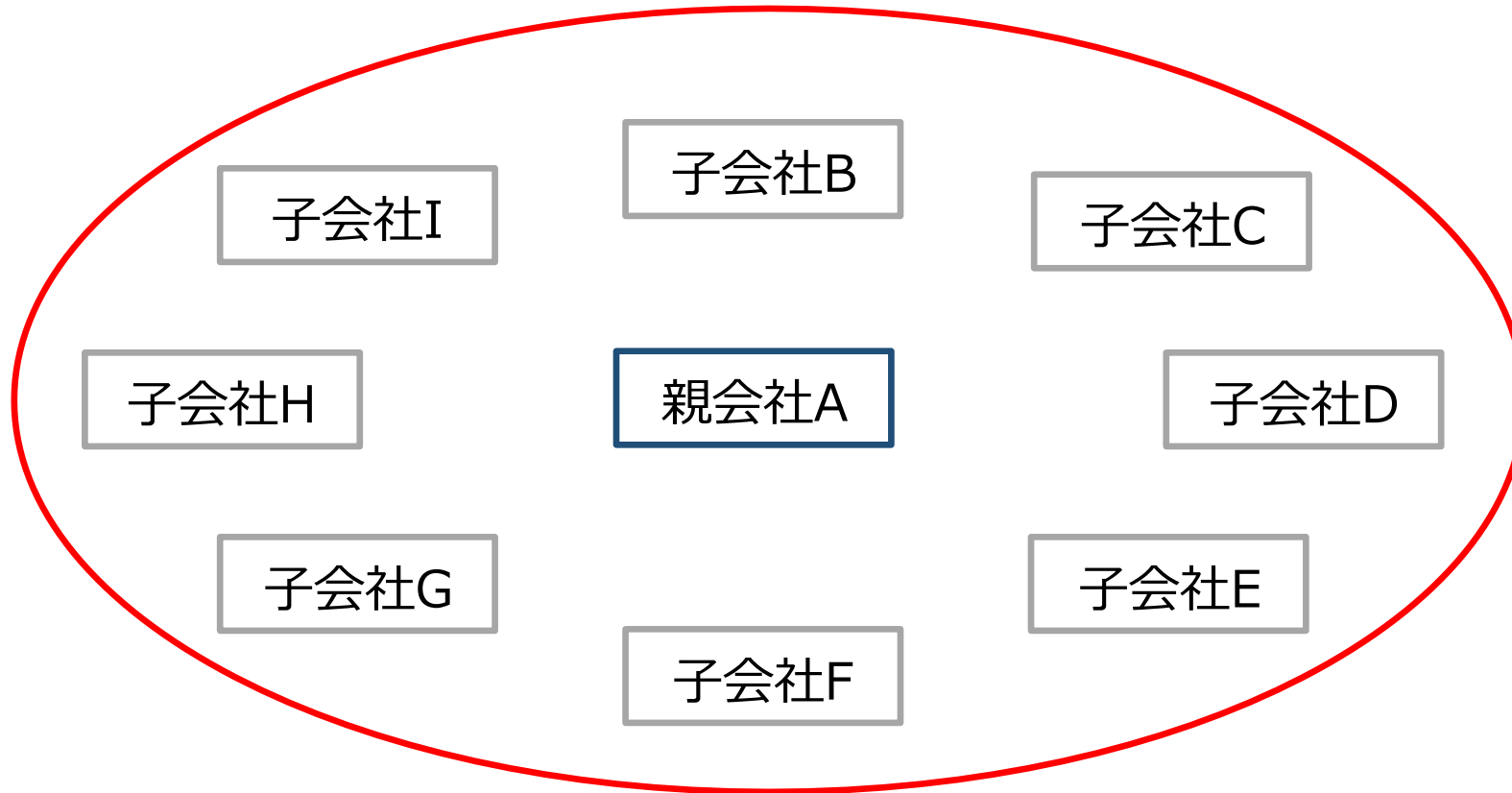
このセクションで学ぶこと

- 連結決算の概要を理解する
- 連結決算特有の処理を理解し、どのように連結数値が算出されているのかを理解する
- 世間に開示する書類の種類や、開示が出来なかったときにどんな罰則が科されるのかを理解する

連結決算とは

- 親会社と連結子会社をまとめて**ひとつの大きな会社**とみなして行う決算
- 連結子会社を持っている上場企業は四半期ごとに連結決算の結果を世間に開示する（**決算短信、四半期報告書、有価証券報告書**）
- 複数の会社の決算をひとつにまとめるため、連結数値を算出するには特殊な調整をしなければならない（**内部取引消去、未実現利益の消去**）
- 虚偽の開示、誤謬、提出の遅延があった場合は企業に対して様々な**罰則**が科される

連結決算のイメージ



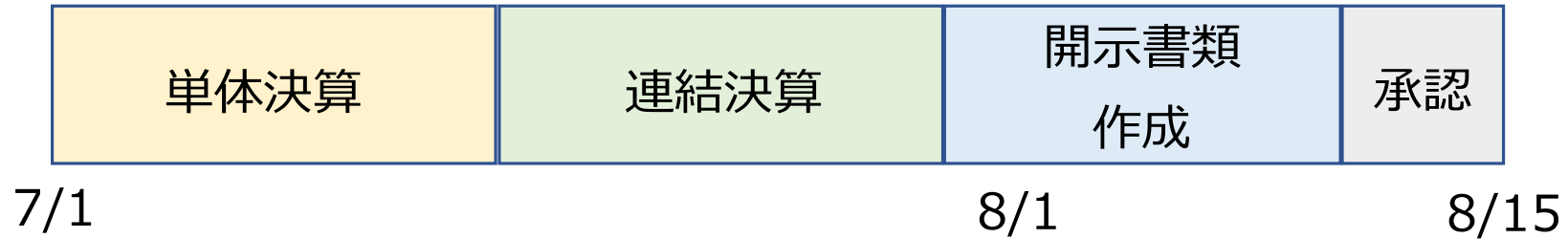
すべての会社を**ひとつの大きな会社**とみなして決算をする

開示書類と期限

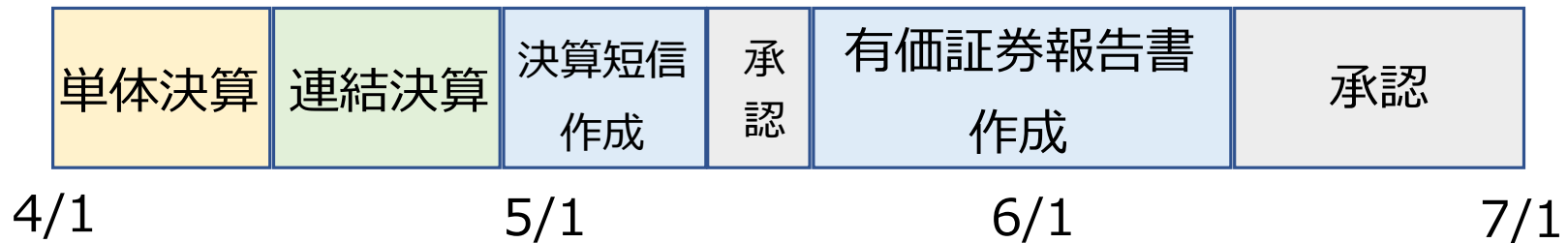
書類の種類	開示期限	基づいている法律・規定
有価証券報告書	事業年度末から 3か月以内	金融商品取引法
四半期報告書	事業年度末から 45日以内	金融商品取引法
決算短信	事業年度末から 45日以内	証券取引所の 上場規定

連結決算のスケジュール

【四半期決算】

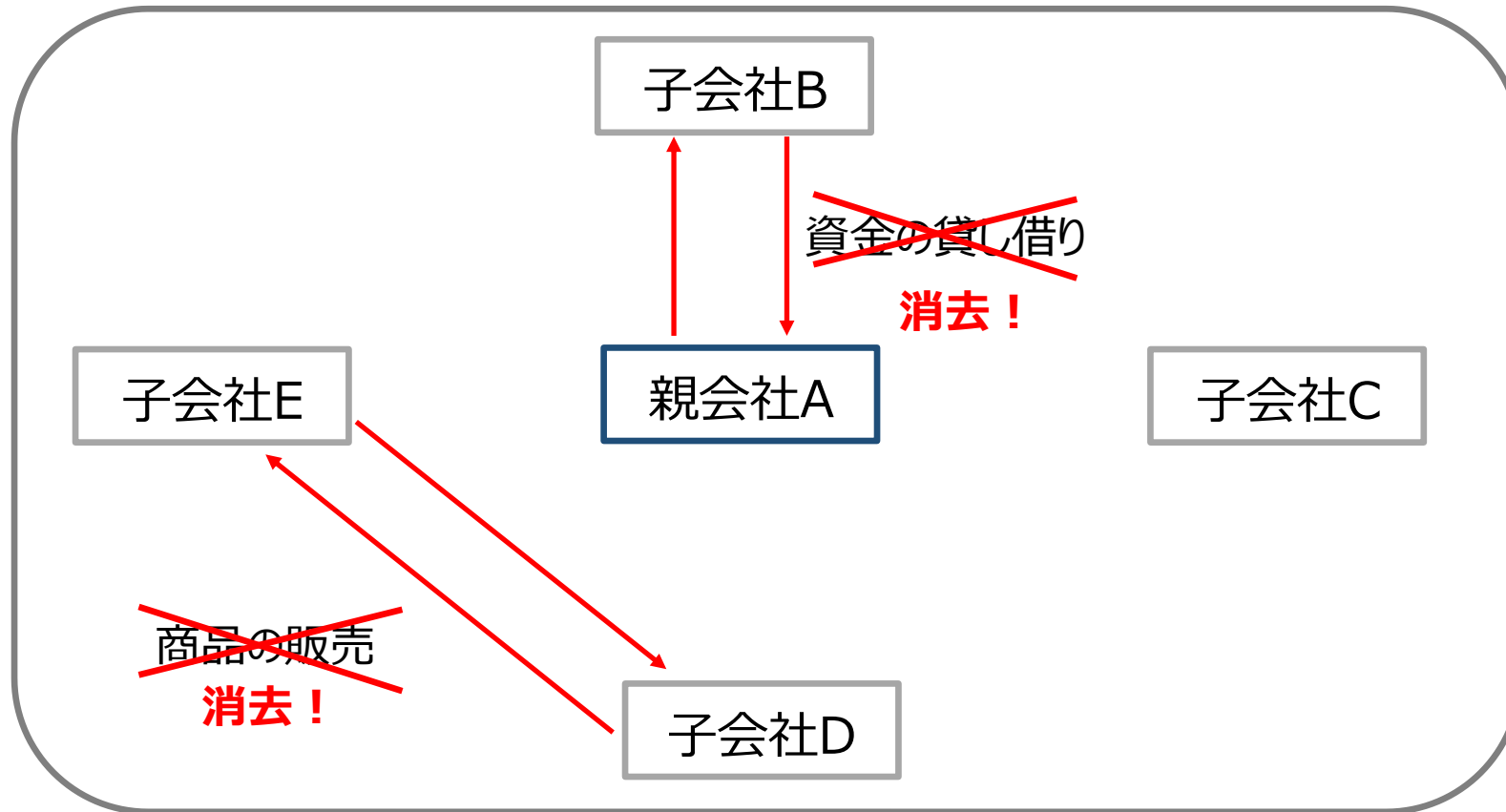


【年度決算】



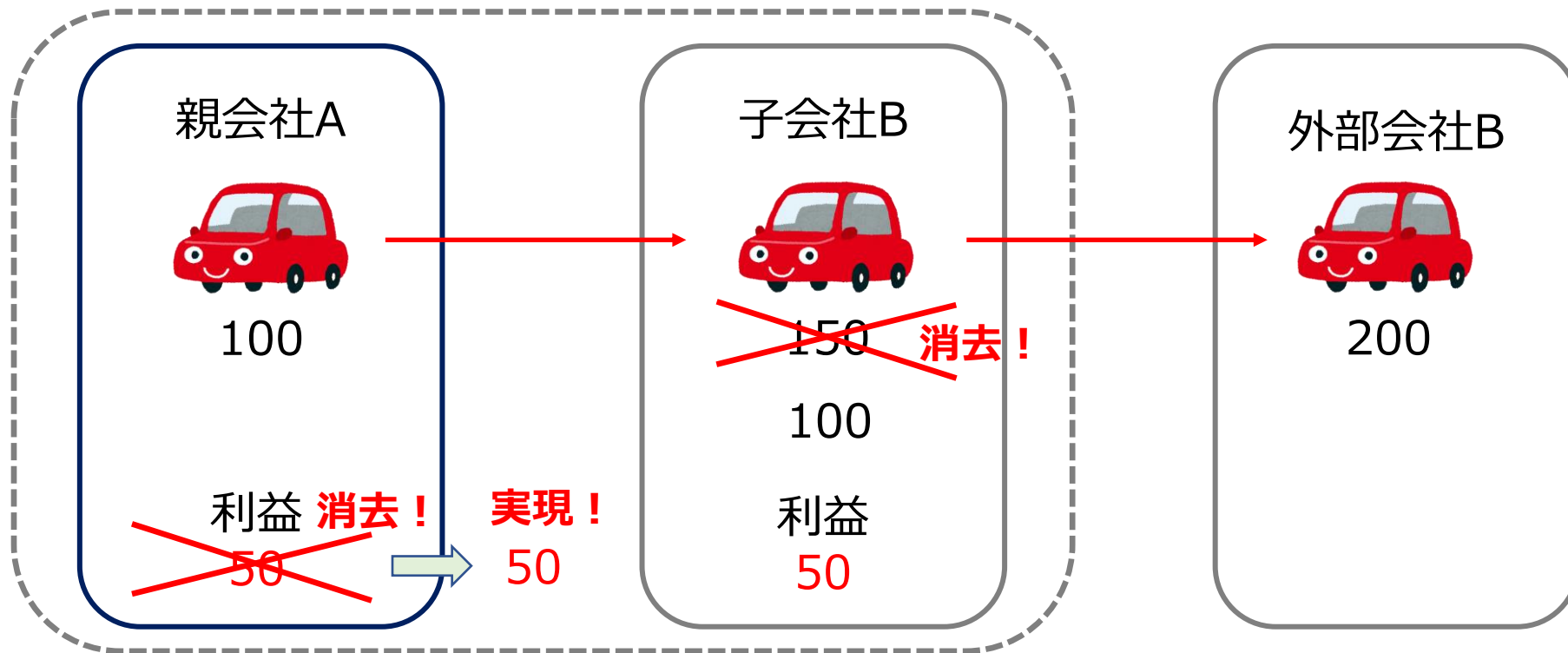
連結決算特有の処理（内部取引消去）

親会社と子会社、または子会社同士の取引を相殺消去する



連結決算特有の処理（未実現利益の消去）

- 連結内で固定資産の売買や工事の受発注をした際に発注側が計上した**固定資産**と受注側が計上する**利益**を消去する



罰則

- 有価証券報告書の虚偽報告
 - ✓10年以下の懲役、1000万円以下の罰金又は併科
 - ✓7億円以下の罰金、上場廃止
- 四半期報告書の虚偽報告
 - ✓5年以下の懲役、500万円以下の罰金又は併科
 - ✓5億円以下の罰金
- 課徴金、損害賠償責任も生じることもある

確認テスト（○×で回答）

- 連結決算とは親会社と連結子会社をまとめてひとつの大きな会社とみなして行う決算である
- 四半期報告書は期末から50日以内に開示しなければならない
- 親会社と子会社、または子会社間の取引を相殺消去する処理を内部取引消去という
- 未実現利益は資産を連結グループ外に売却したときにはじめて認識される

確認テスト（回答）

- 連結決算とは親会社と連結子会社をまとめてひとつの大きな会社とみなして行う決算である・・・○
- 四半期報告書は期末から50日以内に開示しなければならない・・・×
- 親会社と子会社、または子会社間の取引を相殺消去する処理を内部取引消去という・・・○
- 未実現利益は資産を連結グループ外に売却したときにはじめて認識される・・・○

当コースから得られたもの

- 経理部の業務の全体像を把握できる
 - **経理業務の全体像・年間スケジュール**
- 経理パーソンに必要な知識を幅広く習得できる
 - **経理の基礎、法人税、消費税、連結決算**
- スキルアップにより昇給・昇進が期待できる
 - **会計の知識、税務の知識は一生ものの資産になる**

さあ、始めよう！

- 経理部の年間スケジュールを作成する
- 自分が興味を持った分野、自分の担当業務をさらに深く学ぶ
 - 本を買う
 - 他のセミナーを受講する
- 友達や後輩に教えてみる

何でも良いので行動することが大事！